別表十八付表　記載要領

この表は、通算法人又は他の通算法人が法第57条第１項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合（法第64条の７第１項第１号から第３号まで（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。）に記載すること。

（地方法人税法施行規則の一部改正）

第二条　地方法人税法施行規則（平成二十六年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、「連結法人」を「通算法人」に改め、「、「連結事業年度」」を削り、「第十三号、第十五号から第十八号まで、第二十号」を「第十四号から第十七号まで、第十九号」に、「第二十三号」を「第二十二号」に改め、「、連結事業年度」を削る。

第三条第一項中「第十六条第十項第三号」を「第十六条第六項第三号」に改め、同項第一号中「第十六条第十項」を「第十六条第六項」に改める。

第四条第一項第一号中「の法人」の下に「又は通算法人」を加え、同項第四号中「、第八十一条の三十一」を削り、同条第二項中「別表二付表」を「別表二付表三」に改める。

第五条第一項中「第十九条第一項第五号」を「第十九条第一項第六号」に改め、同項第五号中「、第八十一条の三十一」を削り、同条第二項中「別表二付表」を「別表二付表三」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「第十九条第六項第四号」を「第十九条第五項第四号」に改め、同項第一号中「第十九条第六項」を「第十九条第五項」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第四条の三」に、「。）が」を「。以下この項において同じ。）が」に、「から一月以内（当該」を「（法第十九条の三第二項に規定する特定法人でなかった内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認（以下この項において「通算承認」という。）の効力が生じた場合には、その効力が生じた日（同条第七項の規定の適用を受けて行った同条第二項の申請につき当該内国法人に係る通算親法人が通算承認を受けた場合には、同日と当該通算承認の処分があった日又は同条第九項の規定により当該通算承認があったものとみなされた日とのうちいずれか遅い日）から一月以内（これらの」に改め、同条第三項及び第四項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条第五項及び第六項中「第十九条の二第一項ただし書」を「第十九条の三第一項ただし書」に改め、同条第七項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に、「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条第八項中「第十九条の二第一項」を「第十九条の三第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第十条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（通算法人の電子情報処理組織による申告）

第九条　法第三十条第一項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項の同項の提供は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第六項の規定の例により、行わなければならない。

２　法第三十条第二項に規定する通算親法人の名称を明らかにする措置は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第六条第二項の規定の例により、行わなければならない。

第十条第二項中「第六十八条」を「第六十九条」に、「別表十九」を「別表二十」に、「第七条第二項」を「第六条第二項」に改める。